第

3 7 5 9

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 5月 19日 火曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミュレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 住宅リフォーム減税

Q:今年度の税制改正で、住宅のリフォームをすると税金が安くなる制度が創設されたとか。どのような内容なのですか?

A:次のような内容になっています。 【解説】

創設された制度は、一定の省エネ改修工事 (同時に設置する太陽光発電装置の工事を含みます)又はバリアフリー改修工事を行った 場合に、その標準的な工事費用と実際の工事 費用の額とのいずれか少ない金額の10%を その所得税から控除する(最大控除可能額は 20万円、太陽光発電装置設置の場合には30万 円)というもので、平成22年12月31日まで適 用があるとするものです。

対象工事は次のとおりです。

- ・ 省エネ改修工事
 - ①全ての居室の窓全部の改修工事、②床の断熱工事③天井の断熱工事④壁の断熱工事⑤一定の太陽光発電装置設置工事(①から④については、改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上になるものに限定されています。)
- ・ バリアフリー改修工事 ①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室 改良④便所改良⑤手すりの設置⑥屋内の 段差の解消⑦引き戸への取替え工事⑧床 表面の滑り止め化(各改修工事の費用が30 万円超のものが対象になります。)







